

第70期 定時株主総会 招集ご通知

自2019年4月1日 至2020年3月31日

日時

2020年6月25日(木曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時)

場所

東京都文京区後楽二丁目2番8号

当社本店 11階会議室

新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、皆様の安全・安心を最優先に株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。詳細は、「当社第70期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認ください。

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより、

2020年6月24日(水曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 第70期定時株主総会招集ご通知 …………… 1

■ 株主総会参考書類…………… 4

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

(添付書類)

■ 事業報告……………15

■ 連結計算書類等……………43

■ 計算書類等……………48

証券コード1893
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

代表取締役社長 清水 琢 三

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号 当社本店 11階会議室
（末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第70期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
2020年6月24日(水曜日)午後6時までに
到着するようご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、
2020年6月24日(水曜日)午後6時までに
議案に対する賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせ
ください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

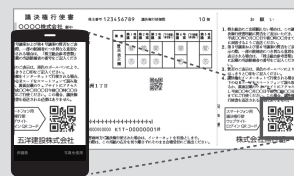
- (2) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2020年6月24日(水曜日)午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、自己資本充実の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 24円 総額 6,859,290,144円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 10,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位及び役位	当事業年度 取締役会 出席状況
1	再任	しみず たくぞう 清水 琢三	代表取締役社長 兼 執行役員社長	100% (23回／23回)
2	再任	うえだ かずや 植田 和哉	代表取締役 兼 執行役員副社長	100% (23回／23回)
3	再任	のぐち てつし 野口 哲史	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回／23回)
4	再任	たはら りょうじ 田原 良二	取締役 兼 専務執行役員	96% (22回／23回)
5	再任	わたなべ ひろし 渡部 浩	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回／23回)
6	再任	かつむら じゅんじ 勝村 潤治	取締役 兼 常務執行役員	100% (18回／18回)
7	再任	やました ともゆき 山下 朋之	取締役 兼 常務執行役員	100% (23回／23回)
8	再任	かわしま やすひろ 川嶋 康宏	社外取締役候補者 独立役員候補者	96% (22回／23回)
9	再任	たかはし ひでのり 高橋 秀法	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回／23回)
10	再任	ふるや なおき 古屋 直樹	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回／23回)

候補者番号

1

しみず たく ぞう
清水 琢三 (1958年6月8日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2014年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
2009年4月	当社執行役員 名古屋支店長	2014年6月	当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)
2012年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2016年5月	一般社団法人日本埋立浚渫協会会長 (現在に至る)
2012年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		
2013年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上		

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長

■ 取締役候補者とした理由

清水琢三氏は、当社における土木事業、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。2014年6月に社長就任以来、経営トップとして企業価値向上を目指した経営戦略を推進しており、引き続き豊富な職務経験や知見を経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
62,200株

候補者番号

2

うえ だ かず や
植田 和哉 (1958年8月2日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2014年6月	当社取締役 兼 常務執行役員
2011年4月	当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長		同上
2013年4月	当社常務執行役員 同上	2015年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上
2014年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2017年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

植田和哉氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
20,800株

候補者番号

3

の ぐち
野口

てつ し
哲史

(1960年9月11日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員 名古屋支店長
2014年4月 当社執行役員
土木部門土木本部副本部長
2014年6月 当社取締役 兼 執行役員
同 上
2016年4月 当社取締役 兼 常務執行役員
土木部門土木本部長

2018年4月 当社取締役 兼 専務執行役員
同 上 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

野口哲史氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
16,800株

候補者番号

4

た はら
田原

りょう じ
良二

(1959年9月28日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1982年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員
建築部門建築本部副本部長
兼 建築企画部長
2013年4月 当社執行役員
東京建築支店長
2014年4月 当社常務執行役員
同 上

2018年4月 当社専務執行役員
建築部門建築本部長

2018年6月 当社取締役 兼 専務執行役員
同 上 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

田原良二氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
96% (22回/23回)

■ 所有する当社株式数
11,100株

候補者番号

5

わた なべ
渡部

ひろし
浩 (1960年3月16日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1984年4月	当社入社	2019年4月	当社取締役 兼 専務執行役員
2015年4月	当社執行役員 建築部門建築営業本部副本長		同上 (現在に至る)
2017年4月	当社常務執行役員 建築部門建築営業本部長		
2017年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		

■ 取締役候補者とした理由

渡部浩氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
17,500株

候補者番号

6

かつ むら
勝村

じゅん じ
潤治 (1958年2月25日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2019年4月	当社常務執行役員 国際部門国際土木本部長 兼 国際管理本部長
2015年4月	当社執行役員 国際部門国際管理本部長 兼 国際総務部長	2019年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上
2016年4月	当社執行役員 国際部門国際管理本部長	2020年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 国際部門国際管理本部長 (現在に至る)
2017年4月	当社常務執行役員 同上		

■ 取締役候補者とした理由

勝村潤治氏は、当社における海外事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度(就任後)の
取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

■ 所有する当社株式数
10,200株

候補者番号

7

やま した

とも ゆき

山下

朋之

(1962年12月4日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1986年4月 当社入社
 1987年4月 当社執行役員
 経営管理本部人事部長 兼 総務部長
 1988年4月 当社執行役員
 経営管理本部長 兼 総務部長
 兼 CSR推進室長
 1989年6月 当社取締役 兼 執行役員
 同上

2019年4月 当社取締役 兼 常務執行役員
 同上 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

山下朋之氏は、当社における人事、総務等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
13,200株

候補者番号

8

かわ しま

やす ひろ

川嶋

康宏

(1944年8月18日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1969年4月 運輸省 (現 国土交通省) 入省
 1998年6月 同省港湾局長
 2000年6月 同省大臣官房技術総括審議官
 2001年1月 国土交通省技術総括審議官
 2001年7月 財団法人港湾空港建設技術サービスセンター (現 一般財団法人
 港湾空港総合技術センター) 理事長
 2004年3月 新日本製鐵株式会社 (現 日本製鐵株式会社) 顧問

2005年5月 日本港湾空港建設協会連合会 会長
 2006年5月 社団法人海洋調査協会 (現 一般社
 団法人海洋調査協会) 会長
 (現任)
 2006年7月 新日鉄エンジニアリング株式会社
 (現 日鉄エンジニアリング株式会
 社) 顧問
 2016年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人海洋調査協会 会長

■ 社外取締役候補者とした理由

川嶋康宏氏は、港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識・専門知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
96% (22回/23回)

■ 所有する当社株式数
3,300株

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) 4年

候補者番号

9

たか はし
高橋ひで のり
秀法

(1951年8月26日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1977年11月	武蔵監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社	2010年7月	日本公認会計士協会 常務理事
1982年8月	公認会計士登録	2010年8月	同監査法人本部経営シニアアドバイザー、シニアパートナー
1991年8月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2014年6月	同監査法人退職
2006年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常任理事	2014年9月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部長
2008年8月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）経営専務理事	2017年6月	当社社外取締役（現在に至る）
		2018年6月	日本バルカー工業株式会社（現 株式会社バルカー）社外監査役（現在に至る）

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
2,900株

■ 取締役在任年数
（本総会終結時）3年

■ 重要な兼職の状況

株式会社バルカー 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

高橋秀法氏は、公認会計士として、また監査法人における経営に、豊富な経験と知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の業務執行に携わっておられましたが、同監査法人を2014年6月に退職してからすでに約6年経過しており、独立性に影響を与えることはないものと判断しております。

候補者番号 **10**

ふる や なお き
古屋 直樹

(1952年7月28日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1976年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2011年6月	日本カーリット株式会社 常勤監査役
2005年4月	みずほ信託銀行株式会社執行役員		株式会社デイ・シイ社外監査役
2007年6月	同社常務取締役	2013年10月	カーリットホールディングス株式会社常勤監査役
2008年6月	みずほ総合研究所株式会社 常勤監査役	2017年6月	東京中小企業投資育成株式会社 社外取締役
2009年6月	芙蓉総合リース株式会社 常務取締役 兼 常務執行役員	2017年6月	当社社外取締役（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由

古屋直樹氏は、みずほ信託銀行株式会社並びに芙蓉総合リース株式会社の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の主要借入先の一つであるみずほ信託銀行株式会社に2008年6月まで在籍しておられましたが、退任後約12年経過しております。

また、当社は、同氏が2011年6月まで在籍していた芙蓉総合リース株式会社との間で取引がありますが、直近事業年度における取引額は同社及び当社の連結売上高の0.01%未満です。

以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
2,800株

■ 取締役在任年数
（本総会終結時）3年

(注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は、いずれも会社法に定める社外取締役候補者であります。また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社は川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

3. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。各氏は証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載の通りであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役福田博長氏及び大橋恵明氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号

1

くら いし
倉石

ひで あき
英明

(1959年5月30日生)

新任

社外

独立



■ 略歴及び地位の状況

1984年4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2014年4月	株式会社みずほ銀行理事
2010年5月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）欧州プロダクツ営業部長	2014年7月	株式会社あおぞら銀行執行役員 国際ファイナンス本部長
2012年4月	同行執行役員 同上	2016年7月	同行常務執行役員 同上
		2019年6月	同行顧問 (2020年6月24日退任予定)

■ 社外監査役候補者とした理由

倉石英明氏は、金融機関における豊富な経験と財務・会計・法務に関する高い知見を有しており、それらに基づく客観的な視点から、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 社外監査役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の主要借入先の一つである株式会社みずほ銀行に2014年まで在籍しておりましたが、退任後約6年経過しております。また、当社は株式会社あおぞら銀行との間に取引はありません。
以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

■ 所有する当社株式数
0株

候補者番号

2

すが なみ
菅波

しん
慎

(1962年3月2日生)

新任

社外

独立



■ 略歴及び地位の状況

1984年4月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社	2015年4月	同社「お客さまの声」統括部長
2010年4月	明治安田生命保険相互会社法人サービス部長	2018年4月	同社公法人第三部長
2013年4月	同社中部公法人部長	2020年4月	同社監査部審議役 (2020年6月24日退任予定)

■ 社外監査役候補者とした理由

菅波慎氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらに基づく客観的な視点から、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 所有する当社株式数

0株

■ 社外監査役候補者に関する特記事項

同氏は、本年6月まで明治安田生命保険相互会社に在籍しておられ、当社は同社との間に保険取引や資金借入がありますが、直近事業年度における当社からの保険料の支払額は、同社の直近事業年度における保険料収入の0.01%未満であり、同事業年度末における同社からの借入金残高は、当社の同時点における連結総資産の0.1%程度です。

以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 倉石英明氏及び菅波慎氏は、いずれも会社法に定める社外監査役候補者であります。また、第3号議案をご承認いただいた場合に、当社は倉石英明氏及び菅波慎氏との間で、当社定款第40条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 倉石英明氏及び菅波慎氏は、いずれも証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として当社が上場する金融商品取引所に届け出ております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載の通りであります。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^{*1}又は業務執行者であった者
- ② 現在又は過去5年間に於いて、当社の主要株主^{*2}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ④ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先^{*3}とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑤ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先^{*4}又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額^{*5}の寄附を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑧ 現在又は過去3年間に於いて、当社の大口債権者等^{*6}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社グループから多額^{*5}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
- ⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
- ⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が8年間を越す者

※1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又はその他の使用人

※2 議決権所有割合10%以上の株主

※3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者

※4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

※5 過去3事業年度平均年間1000万円以上

※6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

(2015年11月11日制定)

(添付書類)

■ 事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しなどを背景に、緩やかな回復が続いておりましたが、第4四半期に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、経済活動が停滞し景気は急速に悪化しています。先行きにつきましても、当面感染症の影響が続くと見込まれ、国内外の景気がさらに下振れするリスクに十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、国内では公共投資、民間設備投資ともに底堅く推移しました。当社の海外拠点であるシンガポール、香港など東南アジアでは、社会資本整備等を中心とした建設投資は引き続き堅調でした。

このような事業環境の下、当社グループは、中期経営計画（2017～2019年度）の最終年度を迎え、目標達成に向けて注力してまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、売上高5,738億円（前連結会計年度比5.9%増）、営業利益332億円（同13.4%増）、経常利益325億円（同22.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益234億円（同23.6%増）となり、過去最高益を6期連続で更新することができました。国内で売上高が増加したことに加え、国内土木の工事収支が改善したことなどにより、売上総利益、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも増益となりました。

【事業セグメント別概況】

国内土木



36.7%

売上高 2,107 億円

営業利益 207 億円

手持ち工事の順調な進捗により、売上高は2,107億円（前連結会計年度比13.1%増）、営業利益は工事利益率の改善により207億円（同47.7%増）となりました。

当社個別の受注高につきましては、官民ともに堅調に受注を確保し、前期に比べ304億円増加し、1,928億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

（注）左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

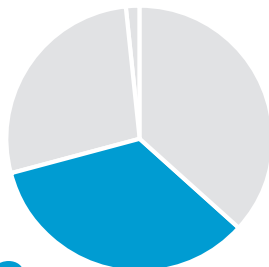
○主な受注工事

発注者	工事名称
西日本高速道路株式会社	佐世保道路 弓張トンネル工事
環境省福島地方環境事務所	令和元年度富岡町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その2）
関東地方整備局	横浜港南本牧地区コンテナヤード整備工事（その2）

○主な完成工事

発注者	工事名称
中日本高速道路株式会社	名古屋第二環状自動車道名古屋西ジャンクションランプ橋他7橋（下部工）工事
株式会社みらい造船	みらい造船建設工事
宮城県	中島地区海岸外災害復旧工事（その2）

国内建築



34.3%

売上高 **1,970** 億円

営業利益 **63** 億円

売上高は複数の大型工事が竣工したことなどにより、1,970億円（前連結会計年度比7.7%増）と増加しましたが、営業利益は63億円（同17.9%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、ホテルや再開発関連の大型工事を受注しましたが、全体では88億円減少し、1,651億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

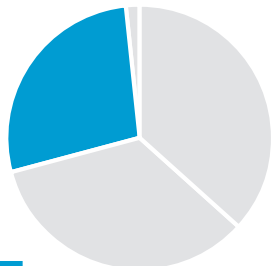
○主な受注工事

発注者	工事名称
富士見町開発合同会社	（仮称）広島市中区富士見町地区フルサービスホテル建設工事
株式会社上組	株式会社上組横浜支店南本牧物流センター増築計画
法務省	小倉拘置支所庁舎等新営（建築）工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
株式会社ヨドバシホールディングス 株式会社ヨドバシ建物	ヨドバシ梅田一体開発
野村不動産株式会社	（仮称）Landport習志野新築工事
新港ふ頭客船ターミナル株式会社 株式会社T・Yホールディングス	YOKOHAMA HAMMERHEAD PROJECT 新築工事

海外



27.5%

売上高 1,576 億円

営業利益 63 億円

売上高は建築工事が減少し1,576億円（前連結会計年度比3.9%減）となり、営業利益は63億円（同7.0%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、アフリカで大型海上工事を受注しましたが、建築大型工事の期ずれなどにより、前期に比べ826億円減少し、815億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

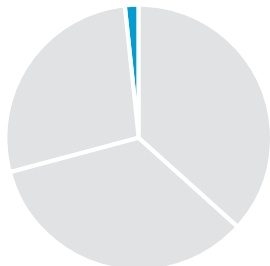
○主な受注工事

発注者	工事名称
トアマシナ港湾公社	トアマシナ港拡張事業（パッケージ2）
香港特別行政区政府	カイトック開発4期土木工事
ヤンマーアジアシンガポールコーポレーション	ヤンマーシンガポール増改築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
シンガポール政府	シンガポール総合病院アウトラム・コミュニティ・ホスピタル新築工事
香港特別行政区政府	香港国際空港 第3滑走路建設 地盤改良(DCM)工事
シンガポール政府	トムソンライン地下鉄工事 T202工区

その他



1.5%

売上高 85 億円

営業損失 2 億円

国内開発事業、造船事業、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等につきましては、売上高は85億円（前連結会計年度比1.9%減）、営業損失は2億円（前連結会計年度は7億円の営業利益）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

事業区分		売上高		営業利益	
建設事業	国内土木	210,740	13.1%	20,682	47.7%
	国内建築	197,013	7.7%	6,321	△17.9%
	海外	157,624	△3.9%	6,312	△7.0%
その他		8,464	△1.9%	△157	－
計		573,842	5.9%	33,158	13.4%
調整額		－	－	2	－
合計		573,842	5.9%	33,161	13.4%

(注) %表示は、対前期比増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	201,048	192,788	194,354	199,482
	国内建築	239,502	165,103	192,594	212,012
	海外	(432,923) 420,729	81,520	154,227	348,022
	計	(873,474) 861,281	439,411	541,176	759,516
その他		0	352	352	0
合計		(873,474) 861,281	439,764	541,528	759,516

(注) 前期繰越高の上段 () 内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、10,294百万円で、主なものは、建設機械、船舶などの新設及び更新によるものです。総額のうち3,372百万円は、鹿島建設株式会社、寄神建設株式会社との3社共同で建造を進めているSEP型多目的起重機船*の建造費の一部です。SEP型多目的起重機船の完成は、2022年9月を予定しております。

※SEP：Self-Elevating Platform（自己昇降式作業台船）

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、総額200億円のシンジケーション方式による長期コミットメントラインを設定しております。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、国内外において堅調な状況が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済は急速に落ち込んでおり、先行きは不透明な状況が当面続くものと予想されます。このような状況の中、当社グループは、現場で働く全ての人が安全に安心して働けるよう感染防止対策を強化、徹底した上で、工事を継続することが建設業として社会的使命を果たすことになると考えております。短期的には新型コロナウイルス感染症の影響は避けられませんが、中長期的には国内外で引き続き堅調な建設需要が期待されます。

このような見通しの下、当社グループは、2020年度を初年度とする新たな中期経営計画（2020～22年度）を策定いたしました。時代の変化を的確に捉え、臨海部と海外に強みを持つ“真のグローバル・ゼネラルコントラクター”として、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

■中期経営計画（2020～22年度）

● 五洋建設グループの使命

“良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献”と考えて、
確かな安全と品質で顧客の信頼に応え、技術を以って社会に貢献する

● 目指すべき姿

臨海部と海外に強みを持つ **“真のグローバル・ゼネラルコントラクター”**

○ 真のグローバルゼネコンとは

- ・部門間連携が当たり前：土木・建築、国内・海外の垣根がない
- ・D & I（Diversity and Inclusion）が当たり前
：国籍・性別によらず多様な人材が生き生きと働ける

○ 部門間連携の進化 ～五洋建設グループのDNA

- ・フロントローディングによる競争力強化 ～会社の総合力を発揮する

○ 外部連携の強化 ～国内外でアライアンスの推進

① 働き方改革と生産性向上の先進企業【Social】

- 働き方改革の加速 ～働き方改革推進委員会による全社的な推進
- 生産性向上の追求 ～働き方改革実現のためにも建設生産システム改革推進
- 安全で安心して働ける職場環境の整備

② D & I の先進企業【Social】

- 多様な人材の獲得・育成 ～若手の早期戦略化
- D & I の推進 ～女性、外国人の活躍推進

③ 進取の精神で挑戦する企業【Environment】

- 洋上風力への挑戦 ～海洋土木の強みを生かす
- 建設発生土・浚渫土リサイクルのエキスパート ～臨海部の強みを生かす
- Z E B（Zero Energy Building）への取り組み

④ E S G重視のC S R経営の実践【Governance】

- C S R経営 ～ステークホルダー重視、本業を通じた社会貢献
- 実効あるガバナンスの推進 ～リスクマネジメントの徹底
- E S Gの取り組みの推進

○中期経営計画（2020～22年度）主要経営指標

【連結】	売上高	6,050 億円
	当期純利益	250 億円
	有利子負債残高	850 億円
	R O E	10 %以上
	配当性向	30 %以上

	中期経営計画 (2017～19年度) 2019年度実績		中期経営計画 (2020～22年度) 2022年度目標	
	個別	連結	個別	連結

【業績目標】

建 設 受 注 高	4,394億円		6,000億円	
売 上 高	5,415億円	5,738億円	5,605億円	6,050億円
営 業 利 益	293億円	332億円	320億円	365億円
経 常 利 益	290億円	325億円	315億円	360億円
当 期 純 利 益	209億円	234億円	220億円	250億円
1株当たり当期純利益	73.1円	81.8円	77.1円	87.6円

【財務目標（連結）】

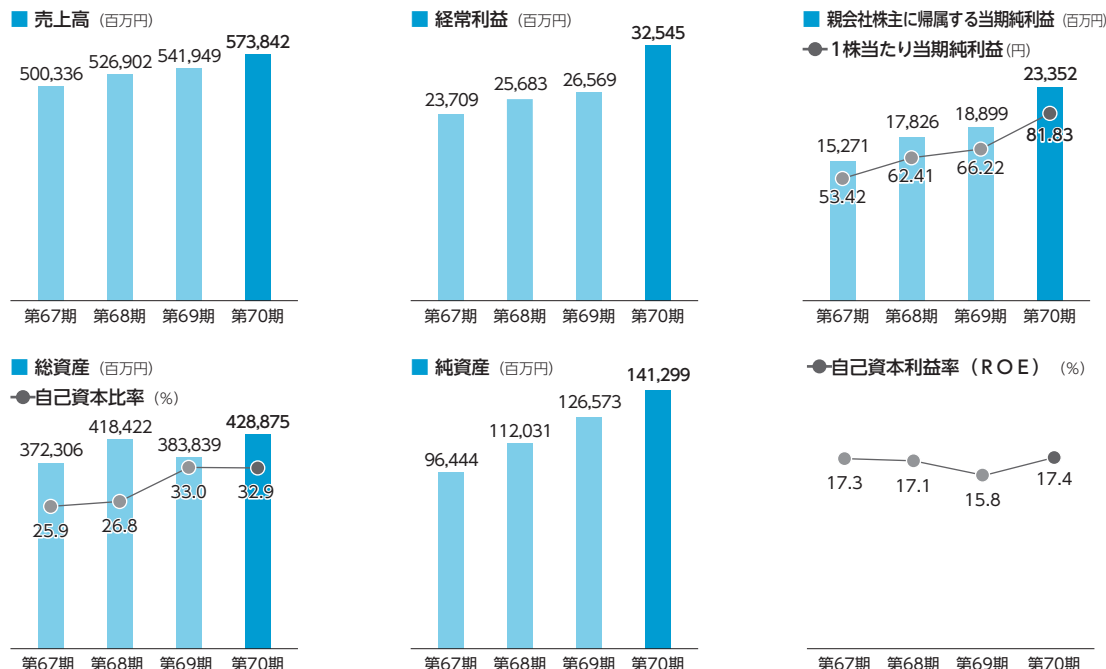
有利子負債残高	775億円	850億円
D/Eレシオ(ネット)	0.24倍	0.2倍
自己資本利益率(ROE)	17.4%	14%

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分		2016年度 第67期	2017年度 第68期	2018年度 第69期	2019年度 第70期
売上高	(百万円)	500,336	526,902	541,949	573,842
経常利益	(百万円)	23,709	25,683	26,569	32,545
親会社株主に 帰属する当期純利益	(百万円)	15,271	17,826	18,899	23,352
1株当たり当期純利益	(円)	53.42	62.41	66.22	81.83
総資産 ^(注)	(百万円)	372,306	418,422	383,839	428,875
自己資本比率 ^(注)	(%)	25.9	26.8	33.0	32.9
自己資本利益率(ROE)	(%)	17.3	17.1	15.8	17.4
純資産	(百万円)	96,444	112,031	126,573	141,299

(注) 第69期より適用した会計基準の改正に伴い、過年度の数値を一部変更しております。



② 当社の財産及び損益の推移

区 分		2016年度 第67期	2017年度 第68期	2018年度 第69期	2019年度 第70期
受 注 高	(百万円)	465,939	668,572	501,359	439,764
売 上 高	(百万円)	471,458	499,164	512,192	541,528
経 常 利 益	(百万円)	21,116	22,932	23,441	28,983
当 期 純 利 益	(百万円)	13,423	15,789	16,701	20,862
1株当たり当期純利益 ^{(注)1}	(円)	46.95	55.28	58.52	73.11
総 資 産 ^{(注)2}	(百万円)	355,313	406,372	369,609	419,496
純 資 産	(百万円)	87,155	100,345	113,121	126,703

(注) 1. 当社は、第68期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

2. 第69期より適用した会計基準の改正に伴い、過年度の数値を一部変更しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
五 栄 土 木 株 式 会 社	200	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
洋 伸 建 設 株 式 会 社	66	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
ペンタビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の施工及びビル管理業
警 固 屋 船 渠 株 式 会 社	100	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社27社、非連結子会社1社及び関連会社6社から構成されております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業名	事業内容
建設事業 (国内土木) (国内建築) (海外)	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-28）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工、コンサルティング等の事業を行っております。
その他	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（13）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定等の事業を行っております。主として子会社において、造船、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など（2020年3月31日現在）

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店（札幌市）

北陸支店（新潟市）

東京建築支店（東京都文京区）

大阪支店（大阪市）

四国支店（松山市）

東北支店（仙台市）

東京土木支店（東京都文京区）

名古屋支店（名古屋市）

中国支店（広島市）

九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：国際部門シンガポール本社／シンガポール営業所

ベトナム営業所 インドネシア営業所

エジプト営業所 タイ営業所

ミャンマー営業所 アフリカ営業所

香港営業所

マレーシア営業所

中東営業所

デリー事務所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社

本店（東京都江東区）

洋伸建設株式会社

本店（広島市）

ペンタビルダーズ株式会社

本店（東京都台東区）

警固屋船渠株式会社

本店（呉市）

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分		従業員数(人)	前期末比増減(人)
建設事業	国内土木	1,953 (154)	52 (△6)
	国内建築	1,066 (69)	38 (3)
	海外	169 (1,751)	2 (△107)
その他		140 (15)	△2 (△1)
全社(共通)		88 (36)	7 (1)
合計		3,416 (2,025)	97 (△110)

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,751人）及び国内の臨時従業員（274人）は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前期末比増減(人)	平均年齢	平均勤続年数
2,893 (1,942)	100 (△111)	42.5才	17.9年

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,685人）及び国内の臨時従業員（257人）は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しています。

(10) 企業集団の主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入金額残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	10,180
株式会社広島銀行	3,990
みずほ信託銀行株式会社	3,516

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
 (2) 発行済株式の総数 285,803,756株（自己株式 210,154株を除く）
 (3) 株主数 37,463名（前期末比 980名増）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,756	11.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,106	8.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	9,289	3.3
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	5,430	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,073	1.8
ジュニパー	4,338	1.5
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,280	1.5
東京海上日動火災保険株式会社	3,934	1.4

- (注) 持株比率は、自己株式（210,154株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」にかかる信託口が保有する当社株式（430,500株）を含んでおりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2020年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	役位・担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 水 琢 三	執行役員社長 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	植 田 和 哉	執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
取 締 役	野 口 哲 史	専務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術戦略室担当
取 締 役	田 原 良 二	専務執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
取 締 役	渡 部 浩	専務執行役員 建築部門建築営業本部長
取 締 役	勝 村 潤 治	常務執行役員 国際部門国際土木本部長 兼 国際部門国際管理本部長
取 締 役	山 下 朋 之	常務執行役員 経営管理本部長 兼 経営管理本部総務部長 兼 C S R推進室長
取 締 役	川 嶋 康 宏	一般社団法人 海洋調査協会 会長
取 締 役	高 橋 秀 法	株式会社バルカー 社外監査役
取 締 役	古 屋 直 樹	
常 勤 監 査 役	宮 園 猛	
常 勤 監 査 役	福 田 博 長	
常 勤 監 査 役	大 橋 恵 明	
監 査 役	重 元 亨 太	SOMPOビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は、会社法に定める社外取締役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち、福田博長氏、大橋恵明氏、重元亨太氏は、会社法に定める社外監査役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。大橋恵明氏は、金融機関や事業会社において財務経理担当役員を務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
- (1) 取締役都甲明彦氏、稲富路生氏は、2019年6月25日に任期満了により退任いたしました。
- (2) 2019年6月25日開催の第69期定時株主総会において、勝村潤治氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。2020年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	清水 琢 三	
※執行役員副社長	植 田 和 哉	土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
執行役員副社長	藤 田 武 彦	土木部門担当
執行役員副社長	上 総 周 平	土木部門担当
専務執行役員	越 智 修	土木部門担当
専務執行役員	中 満 祐 二	建築部門担当
専務執行役員	下 石 誠	九州支店長
※専務執行役員	野 口 哲 史	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術戦略室担当
※専務執行役員	田 原 良 二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	渡 部 浩	建築部門建築営業本部長
常務執行役員	吉 永 清 人	土木部門担当
常務執行役員	福 島 正 浩	土木部門担当（洋上風力）
常務執行役員	島 内 理	土木部門担当（営業） 兼 購買部担当
常務執行役員	前 田 宏	土木部門担当
常務執行役員	五十嵐 信 一	建築部門担当
常務執行役員	松 山 章	大阪支店長
常務執行役員	稲 富 路 生	経営管理本部担当 兼 総合監査部担当
常務執行役員	佐々木 毅	建築部門担当
常務執行役員	大 下 哲 則	中国支店長
※常務執行役員	勝 村 潤 治	国際部門国際土木本部長 兼 国際部門国際管理本部長
常務執行役員	小 辻 昌 典	土木部門担当（営業）
常務執行役員	古 野 博 己	土木部門担当（環境事業） 兼 2020事業室担当
常務執行役員	片 山 一	四国支店長
常務執行役員	藤 原 豊 満	建築部門担当（営業） 兼 東京建築支店副支店長

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
常 務 執 行 役 員	大 津 義 人	建築部門都市開発本部長
常 務 執 行 役 員	中 村 俊 智	東北支店長
※常 務 執 行 役 員	山 下 朋 之	経営管理本部長 兼 経営管理本部総務部長 兼 C S R 推進室長
常 務 執 行 役 員	関 浩 一	土木部門担当
執 行 役 員	町 田 周 一	東京土木支店長
執 行 役 員	北 橋 俊 次	経営管理本部経理部長
執 行 役 員	佐 藤 慎	国際部門担当
執 行 役 員	山 下 一 志	国際部門国際建築本部長
執 行 役 員	関 本 恒 浩	技術研究所担当
執 行 役 員	櫻 井 克 之	札幌支店長
執 行 役 員	吉 田 成 男	建築部門担当（建築技術） 兼 建築部門建築本部技術部長
執 行 役 員	鶴 田 郁 夫	土木部門担当
執 行 役 員	松 尾 史 朗	安全品質環境本部長
執 行 役 員	中 橋 雅 人	建築部門担当（営業）
執 行 役 員	山 口 和 彦	名古屋支店長
執 行 役 員	馬 場 浩 人	東京建築支店長
執 行 役 員	田 口 治 宏	国際部門担当 兼 香港営業所担当
執 行 役 員	河 上 清 和	土木部門担当（営業） 兼 土木部門土木営業本部第二営業部長
執 行 役 員	近 藤 敬 士	土木部門担当（土木）
執 行 役 員	川 延 直 樹	建築部門担当（設備） 兼 建築部門建築本部設備部長

- (注) 1. ※は取締役兼務者です。
2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。
(1)2019年4月1日に、渡部浩氏が専務執行役員に、片山一氏、藤原豊満氏、大津義人氏、中村俊智氏、山下朋之氏、関浩一氏が常務執行役員に、田口治宏氏、河上清和氏、近藤敬士氏、川延直樹氏が執行役員に、それぞれ就任いたしました。
(2)2019年6月25日に、都甲明彦氏が執行役員副社長を退任いたしました。
(3)2020年3月31日に、中満祐二氏が専務執行役員を、古野博己氏が常務執行役員を、町田周一氏が執行役員を、それぞれ退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき社外役員との間に社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬等の額は次の通りです。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	303百万円 (32百万円)	284百万円 (30百万円)	19百万円 (2百万円)	12名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	54百万円 (32百万円)	54百万円 (32百万円)	－ －	4名 (3名)

- (注) 1. 上記の支給人員と支給額には、期中に退任した取締役2名を含めております。
2. 株式報酬の総額は、第67期定時株主総会の決議により導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度中の支給額及び引当金繰入額です。
3. 取締役の基本報酬の限度額は、月額40百万円以内です（第52期定時株主総会決議）。株式報酬の信託への拠出上限額は、3事業年度ごと300百万円（うち社外取締役20百万円、それ以外の取締役130百万円）です（第67期定時株主総会決議）。
4. 監査役の報酬限度額は、月額8百万円以内です（第42期定時株主総会決議）。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は次の通りです。

取締役の報酬は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、固定報酬と株式給付信託による業績連動型株式報酬を設定しております。将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社の株価等を客観的評価項目とするとともに、品質・安全への取組（表彰、創意工夫による加点、事故・災害による減点、労働災害の度数率・強度率）や子会社の業績（営業利益）等を定量的に評価して加減算し、さらに定性的な個人の業績評価を加味して算定した報酬額を、代表取締役が独立社外取締役を委員長とする人事委員会に諮問し、取締役会で決定しております。なお、株式報酬の給付時期は、取締役又は執行役員退任時とし、給付額は退任事由及び給付時の株価によって変動します。また、社外取締役は役員業績評価制度の対象外としております。

監査役の報酬は、固定報酬のみを支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 の 状 況
川 嶋 康 宏 (社外取締役)	一般社団法人 海洋調査協会 会長
高 橋 秀 法 (社外取締役)	株式会社バルカー 社外監査役
重 元 亨 太 (社外監査役)	S O M P O ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

(注) 上記社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に、特別な関係はありません。

② 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
川 嶋 康 宏	当事業年度に開催した取締役会23回中22回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
高 橋 秀 法	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
古 屋 直 樹	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員長として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、答申案を取り纏めております。
福 田 博 長	当事業年度に開催した取締役会23回中22回、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
大 橋 恵 明	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
重 元 亨 太	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘 要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	100百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	99百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	0百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	100百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外での税務申告のための本邦発生経費に係る証明業務等について、対価を支払っております。
4. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、株主総会に提案いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針について取締役会において決議した事項は次の通りであります。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規程を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

（会社法施行規則第100条第1項第4号）

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同

委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。

- ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
 - ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
 - ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するとともにグループ会社の損失の危険に関する規程及び体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
 - ③ 取締役または執行役員は、関係会社管

理規程に従い、グループ会社の取締役に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

- ④ グループ会社各社にリスクマネジメント委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
 - ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規程に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号～第7号)
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
 - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、内部監査に関する

結果について監査役に報告する。

- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
- ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

- (1) 内部統制システム全般

当社は、当社及びグループ会社を含めたグループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査部門が監査し、継続的な改善と適正な業務の確認を行っています。取締役会は、第70期事業年度末の時点で、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

- (2) コンプライアンス体制

当社は、教育実施計画を策定し計画的な教育の実施によりコンプライアンスの徹底を図っております。階層別、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修や「行動規範」の浸透状況の確認を含めた教育の実施をしております。また、「コンプライアンス相談窓口」制度により社内外に相談窓口を設けており、当社及びグループ会社が利用することで問題の早期発見と改善に努めています。

- (3) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会（当事業年度は12回実施）はリスクマネジメントの推進を行い、継続的な見直しによりリスク管

理体制を整備しております。リスクマネジメント委員会で報告されたリスクについて審議し、対応策等の実施を行いました。

また、大規模災害時の事業継続リスクに備えて、BCP防災訓練を実施しております。

- (4) グループ経営管理体制

当社の内部監査部門による監査等を実施し、グループ全体の業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議を実施し、グループ会社の経営管理を行っております。

- (5) 取締役の職務執行管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月2回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議、取締役の職務執行の監督を行っています。なお、当事業年度におきましては、取締役会を23回開催しております。

- (6) 監査役の職務執行管理体制

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、グループ会社を含む営業拠点への往査等を実施しております。当事業年度において監査役会は13回開催しております。

また、監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席しており、代表取締役とは定期的に面談を実施しました。

監査役は、内部監査部門から内部統制システムの整備・運用状況について定期的な報告を受けるとともに随時情報交換を行い、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて内部統制システムの整備・運用状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求めました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

（基本方針の実現に資する取組み）

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念並びに中期ビジョンを策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図るため、3カ年を期間とする中期経営計画を策

定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】

当社グループは新しい「中期経営計画（2020～22年度）」を策定いたしました。詳細につきましては、22～23ページをご覧ください。

2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、継続的に取締役会で見直しを行っております。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果断な意思決定ができる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載しております。

○コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役、監査役会、会計監査人、内部監査部門が連携を図ることで経営に対する監督・監査機能の強化を図っています。

す。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、社外取締役を委員長とする役員人事及び報酬の諮問機関である人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。また、性別・年齢・国籍等にかかわらず、多様な人材の確保を推進しています。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

社外取締役と社外監査役は、自主的に社外者のみの意見交換会を開催し、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

○独立役員

当社は、社外役員6名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

○コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会の下にリスクマネジメント委員会を設置しています。法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。役職員一人ひとりが、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上で、社会の一員として遵守すべき行動規範を定め、浸透に努めています。違法又は不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した社外の弁護士に内部通報窓口を設け、内部通報制度により伝えられた情報を適切に活用する体制を構築しています。

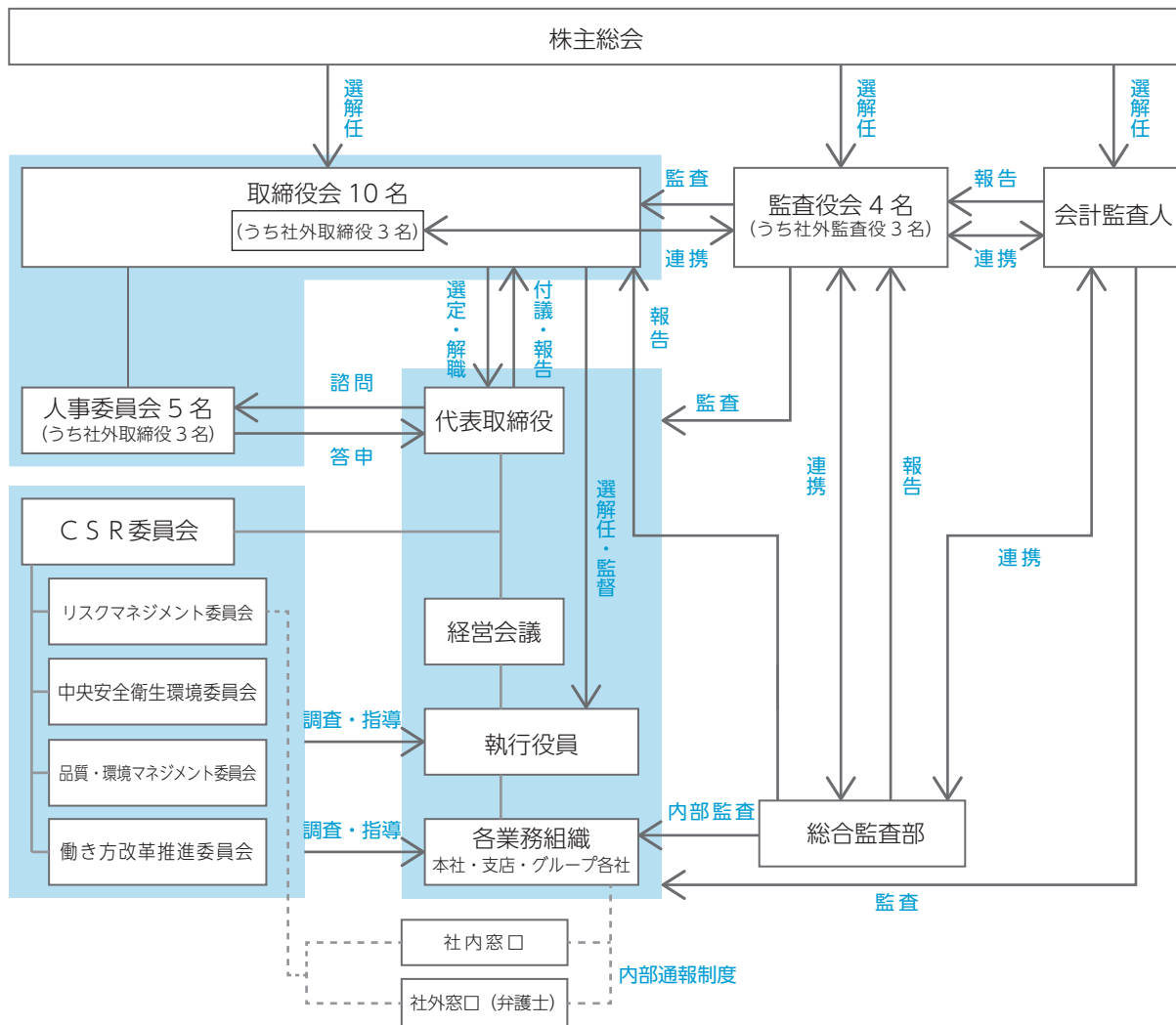
以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は2013年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である2013年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制図



8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。この方針の下、配当性向（連結）につきましては、25～30%を目標に掲げております。

また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用していく考えであります。

なお、2020年度（2021年3月期）につきましては、目標配当性向（連結）を30%以上に引き上げ、1株当たり20円の普通配当に創立125周年記念配当5円を加えた25円の配当を実施させていただく予定です。

（注） 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、記載金額を億円単位で表示している部分は、表示単位未満を四捨五入しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	428,875	(負 債 の 部)	287,575
I 流 動 資 産	320,264	I 流 動 負 債	257,003
現 金 預 金	43,621	工 事 未 払 金 等	118,816
受取手形・完成工事未収入金等	239,344	短 期 借 入 金	24,673
有 価 証 券	74	コマーシャル・ペーパー	17,999
未 成 工 事 支 出 金 等	12,941	1年内償還予定の社債	10,000
た な 卸 不 動 産	1,902	未 払 法 人 税 等	7,357
未 収 入 金	20,265	未 成 工 事 受 入 金	20,932
そ の 他	2,815	預 り 金	40,062
貸 倒 引 当 金	△702	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,022
II 固 定 資 産	108,611	賞 与 引 当 金	2,929
(1) 有 形 固 定 資 産	79,928	工 事 損 失 引 当 金	1,935
建 物 ・ 構 築 物	11,281	そ の 他	10,274
機械、運搬具及び工具器具備品	31,133	II 固 定 負 債	30,572
土 地	33,580	社 債	10,000
建 設 仮 勘 定	3,873	長 期 借 入 金	14,858
そ の 他	59	再評価に係る繰延税金負債	3,679
(2) 無 形 固 定 資 産	1,454	役員株式給付引当金	214
(3) 投資その他の資産	27,228	退職給付に係る負債	1,252
投 資 有 価 証 券	17,152	そ の 他	566
繰 延 税 金 資 産	6,158	(純 資 産 の 部)	141,299
退職給付に係る資産	1,259	I 株 主 資 本	135,529
そ の 他	5,717	資 本 金	30,449
貸 倒 引 当 金	△3,060	資 本 剰 余 金	18,386
資 産 合 計	428,875	利 益 剰 余 金	87,066
		自 己 株 式	△373
		II その他の包括利益累計額	5,645
		その他有価証券評価差額金	2,673
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	43
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,910
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△166
		退職給付に係る調整累計額	△815
		III 非支配株主持分	125
		負 債 純 資 産 合 計	428,875

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高	564,135	
完成工事高	9,707	573,842
II 売上原価	513,945	
完成工事原価	7,998	521,943
売上総利益	50,190	
その他売上総利益	1,708	51,899
III 販売費及び一般管理費		18,738
営業利益		33,161
IV 営業外収益		
受取利息	161	
受取配当金	380	
貸倒引当戻金	252	
その他	144	
営業外収益	216	1,154
V 営業外費用		
支払利息	924	
その他	737	
営業外費用	107	1,770
経常利益		32,545
VI 特別利益		
固定資産売却益	278	
その他	5	284
VII 特別損失		
固定資産売却損	79	
固定資産除却損	248	
退職給付信託設定損	46	
その他	0	374
税金等調整前当期純利益		32,455
法人税、住民税及び事業税	10,917	
法人税等調整額	△1,817	9,100
当期純利益		23,354
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		23,352

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,449	18,386	69,143	△383	117,597
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,430		△5,430
親会社株主に帰属する当期純利益			23,352		23,352
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				9	9
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	17,922	9	17,931
当 期 末 残 高	30,449	18,386	87,066	△373	135,529

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 上 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係 属 する 調整累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計		
当 期 首 残 高	4,595	△18	3,910	△126	558	8,919	56	126,573
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△5,430
親会社株主に帰属する当期純利益								23,352
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								9
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,922	62	－	△40	△1,373	△3,274	68	△3,205
当 期 変 動 額 合 計	△1,922	62	－	△40	△1,373	△3,274	68	14,726
当 期 末 残 高	2,673	43	3,910	△166	△815	5,645	125	141,299

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

五洋建設株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	419,496	(負 債 の 部)	292,793
I 流 動 資 産	310,985	I 流 動 負 債	261,165
現 金 預 金	40,454	工 事 未 払 金	116,909
受 取 手 形	2,310	短 期 借 入 金	23,023
完 成 工 事 未 収 入 金	230,943	コマーシャル・ペーパー	17,999
有 価 証 券	74	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
未 成 工 事 支 出 金	9,799	未 払 金	4,667
た な 卸 不 動 産	1,316	未 払 法 人 税 等	7,079
材 料 貯 蔵 品	1,237	未 成 工 事 受 入 金	20,134
短 期 貸 付 金	1,484	預 り 金	50,500
未 収 入 金	21,223	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,988
そ の 他	2,855	賞 与 引 当 金	2,695
貸 倒 引 当 金	△715	工 事 損 失 引 当 金	1,922
II 固 定 資 産	108,510	そ の 他	4,244
(1) 有 形 固 定 資 産	63,902	II 固 定 負 債	31,628
建 物 ・ 構 築 物	9,927	社 債	10,000
機 械 ・ 運 搬 具	17,679	長 期 借 入 金	13,682
工 具 器 具 ・ 備 品	733	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,679
土 地	31,595	退 職 給 付 引 当 金	479
リ ー ス 資 産	147	役 員 株 式 給 付 引 当 金	214
建 設 仮 勘 定	3,819	そ の 他	3,572
(2) 無 形 固 定 資 産	1,375	(純 資 産 の 部)	126,703
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	43,232	I 株 主 資 本	120,075
投 資 有 価 証 券	16,522	(1) 資 本	30,449
関 係 会 社 株 式	2,009	(2) 資 本 剰 余 金	18,386
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	14,889	資 本 準 備 金	12,379
破 産 更 生 債 権 等	40	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,007
長 期 前 払 費 用	72	(3) 利 益 剰 余 金	71,612
繰 延 税 金 資 産	5,329	そ の 他 利 益 剰 余 金	71,612
そ の 他	7,404	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	86
貸 倒 引 当 金	△3,036	別 途 積 立 金	40,000
資 産 合 計	419,496	繰 越 利 益 剰 余 金	31,526
		(4) 自 己 株 式	△373
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,627
		(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,673
		(2) 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	43
		(3) 土 地 再 評 価 差 額 金	3,910
		負 債 純 資 産 合 計	419,496

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高	541,176	
完成工事高	352	541,528
II 売上原価	493,503	
完成工事原価	1,294	494,798
売上総利益	47,672	
完成工事総利益	△942	46,730
III 販売費及び一般管理費		17,387
営業利益		29,342
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	920	
貸倒引当金戻入	269	
その他	187	1,376
V 営業外費用		
支払利息	946	
為替差損	690	
その他	98	1,735
経常利益		28,983
VI 特別利益		
固定資産売却益	254	
その他	5	260
VII 特別損失		
固定資産売却損	79	
固定資産除却損	241	
退職給付信託設定損	46	
その他	0	367
税引前当期純利益		28,876
法人税、住民税及び事業税	9,794	
法人税等調整額	△1,779	8,014
当期純利益		20,862

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株 主 本 計 株 資 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 式 株		
					その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金			繰 越 利 益 剰余金	
当 期 首 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	92	30,000	26,088	56,180	△383	104,634
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△5,430	△5,430		△5,430
固定資産圧縮積立金の取崩					△6		6	－		－
別途積立金の積立						10,000	△10,000	－		－
当 期 純 利 益							20,862	20,862		20,862
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									9	9
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△6	10,000	5,438	15,431	9	15,441
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	86	40,000	31,526	71,612	△373	120,075
	評 価 ・ 換 算 差 額 等								純 資 産 合 計	
	その他有価証券 評価差額金		繰延ヘッジ 損 益		土地再評価 差 額 金		評価・換算 差額等合計			
当 期 首 残 高	4,595		△18		3,910		8,487		113,121	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△5,430	
固定資産圧縮積立金の取崩									－	
別途積立金の積立									－	
当 期 純 利 益									20,862	
自己株式の取得									△0	
自己株式の処分									9	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,921		62		－		△1,859		△1,859	
当 期 変 動 額 合 計	△1,921		62		－		△1,859		13,581	
当 期 末 残 高	2,673		43		3,910		6,627		126,703	

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

五洋建設株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社に赴き、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 園 猛 ㊟

常勤監査役 福 田 博 長 ㊟

常勤監査役 大 橋 恵 明 ㊟

監査役 重 元 亨 太 ㊟

- (注) 監査役福田博長、監査役大橋恵明及び監査役重元亨太は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

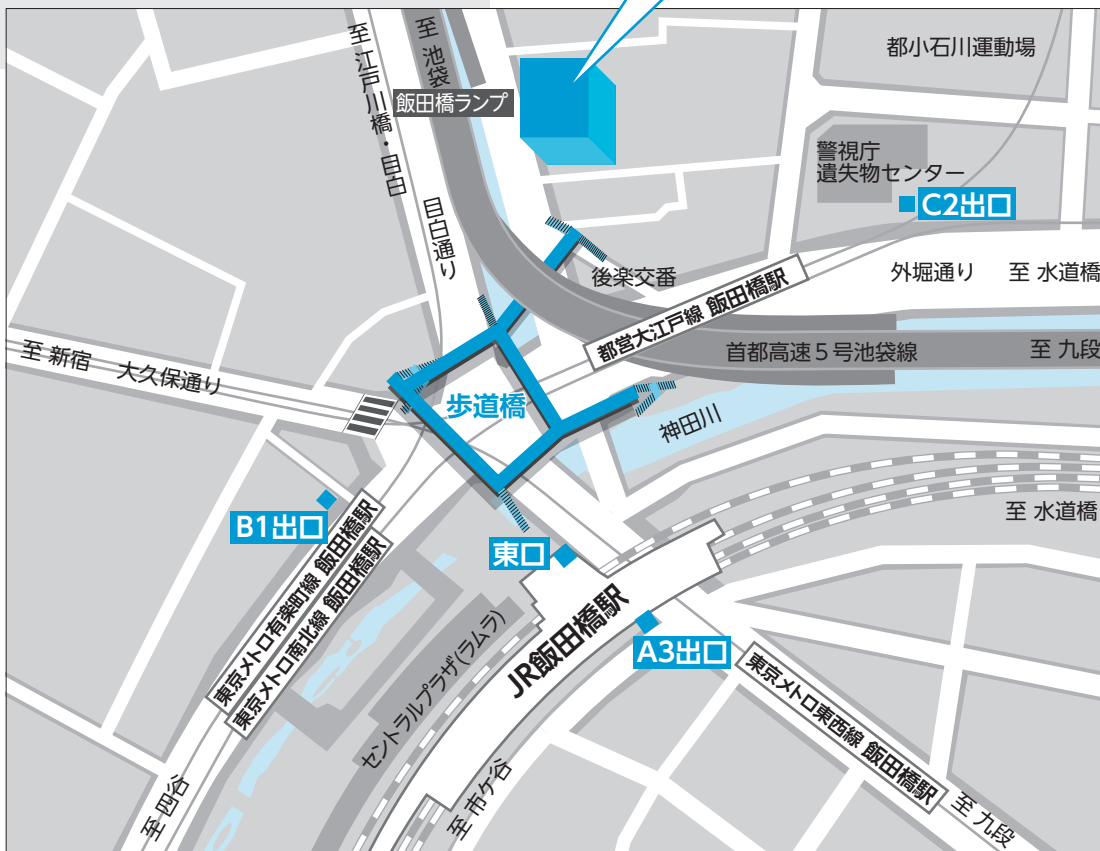
会場案内図



五洋建設 当社本店 11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号

TEL 03-3816-7111 (代表)



スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくとオンライン地図が表示されます。



QRコード



Google マップ™
ヘルリンク



交通のご案内

J R 総武線

飯田橋駅 東

□ 改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ

東京メトロ東西線

飯田橋駅 A3出口

出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ

東京メトロ有楽町線

飯田橋駅 B1出口

出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ

東京メトロ南北線

飯田橋駅 B1出口

出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ

都営大江戸線

飯田橋駅 C2出口

出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。